

教員養成セミナー8月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第11回◆教育時事①

第3期教育振興基本計画
働き方改革

講師：本田 辰雄

テーマ1

第3期教育振興基本計画

テーマ1

教育振興基本計画の概要

教育振興基本計画は、わが国の教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けるための方向性を示したものである。平成30（2018）年度から34（2022）年度の計画を定めたものとして、第3期教育振興基本計画が策定された。

これまでの計画を引き継ぐ形で、改正教育基本法に規定する教育の目的である「（1 人格の完成）」、「平和で（2 民主的）な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「（3 教育立国）」の実現に向け更なる取組が求められている。

テーマ1

教育振興基本計画の概要

※教育基本法

第一条（教育の目的）

教育は、**人格の完成**を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

テーマ1

教育振興基本計画の概要

教育基本法第17条 第1項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

テーマ1

社会状況の変化

- 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題
- ①**人口減少・高齢化の進展**…2030年にかけて人口の減少が進み、OECDの予測によれば、人口における生産年齢人口の割合が加盟国の中では最下位となる。
- ②**急速な技術革新**…AIやロボットに仕事が取って代わられたり、新たな仕事が生まれる。
- ③**グローバル化**の進展と国際的な地位の低下
- ④**子供の貧困など社会経済的な課題**…家庭の社会経済的背景と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られる。
- ⑤**地域間格差など地域の課題**…東京と地方の格差。
- ⑥**教育をめぐる状況変化**

テーマ1

社会状況の変化

小・中学校の児童生徒の学力に関しては、**国内外の学力調査結果が近年改善傾向にあり、学習時間についても増加傾向にある**との調査結果がある。また、内閣府の調査によれば、9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足している。

テーマ1

社会状況の変化

一方、学ぶことと自分の人生や（1　社会とのつながり）を実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主_て的に生かしていくという面に課題があると考えられる。また、直近の国際学力調査では、読解力が有意に低下しているとの課題がある。このほか、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が横ばいであることや、子供たちの自己肯定感が諸外国と比べて低いという調査結果がある。

テーマ1

社会状況の変化

2030年頃には、**第4次産業革命**とも言われる、IoT や**ビッグデータ**、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく（2 **超スマート社会**）
(Society 5.0) の到来が予想されている。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されるなかで、我が国は第4次産業革命への対応においてアメリカやドイツなどに遅れを取っているとの指摘もあり、**取組の加速**が大きな課題となっている。

テーマ1

教育政策の重点事項

第2期計画の「（1 **自立**）」「（2 **協働**）」「（3 **創造**）」の方向性を継承し、以下の姿を目指す。

個人と社会の目指すべき姿

・個人：（1 **自立**）した人間として、**主体的に判断**し、**多様な人々**と（2 **協働**）しながら新たな価値を（3 **創造**）する人材の育成

・社会：一人一人が活躍し、**豊かで安心して暮らせる社会**の実現。社会（地域・国・世界）の**持続的な成長・発展**

テーマ1

教育政策の重点事項

教育政策の重点事項

- ・「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要。
- ・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「（4 可能性）」と「（5 チャンス）」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む。

テーマ1

基本的な方針

● 5つの方針

第3期教育振興基本計画では、前述の生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組が整理されている。

テーマ1

基本的な方針

①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

→学力の3つの柱（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の確実な育成等

②社会の（1 持続的）な発展を牽引するための多様な力を育成する

→グローバルに活躍する人材の育成、イノベーションを牽引する人材の育成等

③生涯学び、活躍できる環境を整える

→人生100年時代を見据えた生涯学習推進、社会の持続的発展のための学びの推進

テーマ1

基本的な方針

④誰もが社会の担い手となるための（2 学びのセーフティネット）を構築する

→家庭の経済状況や地理的条件への対応、多様なニーズを持つ者への教育機会の提供

⑤教育政策推進のための基盤を整備する

テーマ1

基本的な方針

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

- ・初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成すべき資質・能力については、「（3 何を理解しているか、何ができるか）」、「（4 理解していること・できるなどをどう使うか）」、「（5 どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」という三つの柱で確実に育成するため、新学習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進める。
- その際特に、（6 主体的・対話的で深い学び）の視点からの授業改善（「アクティブラーニング」の視点からの授業改善）を推進することや、（7 カリキュラム・マネジメント）を確立することなどが重要である。

テーマ1

基本的な方針

- ・ 幼児教育から高等教育までの各学校段階において**体系的・系統的**な（8 **キャリア教育**）を推進するとともに、高等学校段階以降においては、地域や産業界との連携の下、職業において求められる**知識や技能**、**技術**に関する教育の充実を図り、今後の社会的・職業的自立の基盤となる
(9 **基礎的・汎用的能力**) や、生涯にわたり必要な学習を通じて新たな**知識や技能**、**技術**を身に付け、自らの職業人生を切り拓いていく原動力を育成することが重要である。

テーマ2

働き方改革

テーマ2

学校における働き方改革の目的

中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（2019年1月）

学校における働き方改革は、教師が疲労や（1 心理的負担）を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにすることを通じて、自らの教職としての（2 専門性）を高め、より分かりやすい授業を展開するなど（3 教育活動を充実）することにより、より短い勤務でこれまで我が国の義務教育があげてきた高い成果を維持・向上することを目的とするものである。

テーマ2

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

学校現場においてはまずもって**勤務時間管理**の徹底を図ることが必要である。勤務時間管理に当たっては、極力、**管理職**や教師に事務負担がかかるないようにすべきであり、**服務監督権者**である**教育委員会**等は、自己申告方式ではなく、ICT の活用やタイムカードなどにより勤務時間を（4 客観的）に把握し、集計するシステムを直ちに構築することが必要である。

テーマ2

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

勤務時間管理に関し、平成31（2019）年1月に上限ガイドラインが策定された。これは中央教育審議会の中間まとめの提言を受けたものであるが、上限ガイドラインにおいては、「超勤4項目」以外の時間外勤務も含めて「在校等時間」として外形的に把握し、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限の目安時間を超えないようにすること等とされている。

テーマ2

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

上限ガイドラインにも記載されているように、これを策定したことが上限の目安時間まで教師等が在校等した上で勤務することを推奨する趣旨に受けとられては絶対にならず、在校等時間を更に（5 短くする）ことをを目指して取り組むべきである。このため、上限ガイドラインを踏まえ、文部科学省や教育委員会等が具体的な長時間勤務の削減方策を確実に講じ、各学校や一人一人の教師がその方策の下、自らの職務の在り方を改革することが必要である。

テーマ2

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）

上限の目安時間

① 1ヶ月の**在校等時間の総時間**から**条例等で定められた勤務時間の総時間**を減じた時間が、(6**45時間**)を超えないようにすること。

→ 1ヶ月の残業は(6**45時間**)以内

② 1年間の**在校等時間の総時間**から**条例等で定められた勤務時間の総時間**を減じた時間が、(7**360時間**)を超えないようにすること。

→ 年間の残業時間は(7**360時間**)以内

→ これらは教師の残業の存在を追認し、上限を定めたということである。

テーマ2

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

「超勤4項目」

「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」に定められている業務のこと。具体的には、(8 校外実習)、(9 修学旅行)、(10 職員会議)、(11 非常災害)の4つである。原則として残業は認められていないが、臨時または緊急のやむをえない場合に限って、4項目は残業が認められてきた。

テーマ2

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（2019年1月）

学校が担うべき業務を大きく分類すると、以下のように考えられている。

- ①学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく（1 学習指導）
- ②児童生徒の**人格の形成**を助けるために必要不可欠な（2 生徒指導）・進路指導
- ③**保護者・地域等**と連携を進めながら、これら教育課程の実施や（2 生徒指導）の実施に必要な（3 学級経営）や**学校運営業務**

テーマ2

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（2019年1月）

業務の役割分担についての検討は以下のように進められた。

これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に議論すべき代表的な業務について、法令上の位置付けや従事している割合、負担感、地方公共団体での実践事例等を踏まえつつ、

- ・これは、本来は誰が担うべき業務であるか
 - ・それぞれの業務について、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか
- の2点から、必要な環境整備を行いつつ、中心となって担うべき主体を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立って、個別具体的に検討を進めた。

テーマ2

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

●学校における業務改善の例

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

教員養成セミナー8月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第11回◆教育時事①

第3期教育振興基本計画
働き方改革

講師：本田 辰雄